

2017年7月から9月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/7/25	性能評価解析結果の追跡性確保のためのデータベースシステム構築	2017.7.25~2018.3.16	1式	㈱QJサイエンス	11,880,000	
2017/8/1	2017年度教育研究会組織等に対する授業研究支援	2017.8.1~2018.3.23	1式	㈱朝日広告社	37,520,781	
2017/8/8	2017年度地層処分説明会(仮称)の実施(その2)	2017.8.8~2018.3.9	1式	㈱地域力活性化研究室	269,764,627	
2017/9/7	硬化過程のモルタルを対象とした放射線分解ガス発生量の評価	2017.9.7~2019.3.8	1式	鹿島建設㈱	75,579,116	
2017/9/29	多様な廃棄体特性等を考慮した重要核種の検討	2017.9.29~2018.3.23	1式	日揮㈱	20,142,000	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし		1式			

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/9/29	セメント系材料の長期的な性能変化に関する追加検討(その2)	2017.9.29~2017.11.30	1式	㈱大林組	12,711,600	
2017/9/29	処分場のニアフィールドのバリア材を対象とした変質解析	2017.9.29~2017.11.30	1式	㈱QJサイエンス	19,764,000	
2017/9/29	セメント影響に対する人工バリア長期力学挙動の評価	2017.9.29~2017.12.22	1式	鹿島建設㈱	15,714,000	

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2017/7/6	地層処分事業に関するパンフレットの改定版の版下制作	2017.7.6~2017.9.30	1式	㈱博報堂	4,536,000	会計規程第21条第4項
2017/7/31	地下研究施設等紹介動画の制作	2017.7.31~2017.10.31	1式	ワック㈱	2,268,000	会計規程第21条第4項
2017/8/7	先新第三紀堆積岩類のニアフィールド領域を対象としたマルチチャンネルモデルの構築	2017.8.7~2017.9.29	1式	㈱QJサイエンス	7,560,000	会計規程第21条第4項
2017/8/7	先新第三紀堆積岩類の処分場母岩領域を対象としたマルチチャンネルモデルの構築	2017.8.7~2017.9.29	1式	㈱大林組	3,272,400	会計規程第21条第4項
2017/8/8	科学技術館における次世代層向けイベントの実施	2017.8.8~2017.9.29	1式	(公財)日本科学技術振興財団	4,374,000	会計規程第21条第4項
2017/9/25	予算・資金業務等に係る会計予算システムの改良	2017.9.25~2018.2.28	1式	(一財)日本システム開発研究所	2,349,000	会計規程第21条第4項

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。